

平成30年度 浜松市児童相談所の相談統計について

1 相談種類別対応件数

平成30年度の相談対応件数は2,534件で、平成29年度の2,319件と比べ、215件の増でした。また、種類別にみると、障害相談が1,662件(65.6%)と最も多く、次いで養護相談の虐待が575件(22.7%)、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)が151件(6.0%)でした。

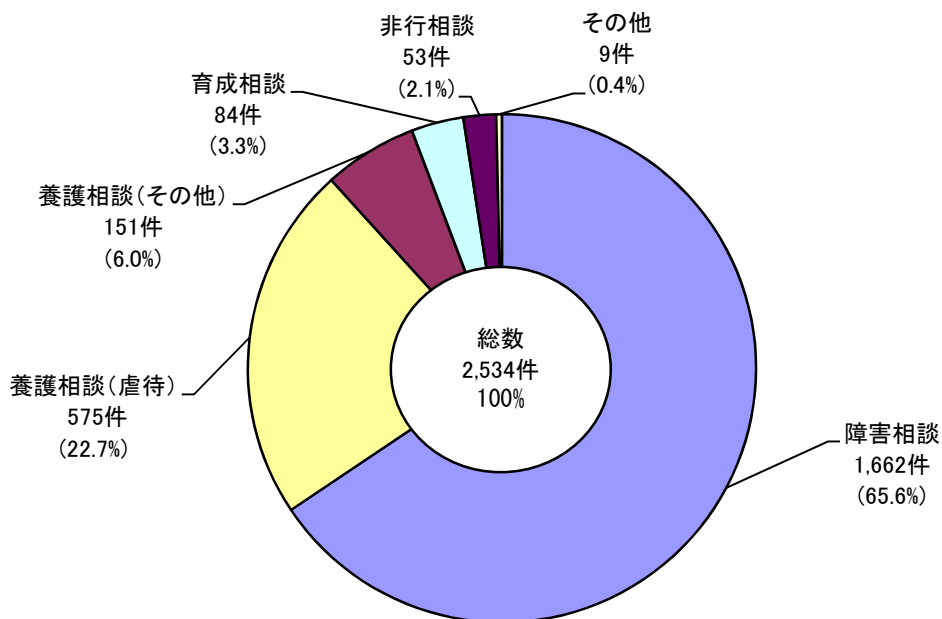
【表1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
H30年度	575	151	0	1,662	53	84	9	2,534
H29年度	474	175	0	1,544	44	56	26	2,319
増減	101	△24	0	118	9	28	△17	215

【図1】

平成30年度相談種類別対応件数



※構成比は合計が100%にならない場合があります。

2 虐待対応の状況

(1) 虐待対応件数の推移

平成30年度の虐待対応件数は575件で、前年度に比べ101件の増でした。
浜松市児童相談所設置以降においては、過去最多となっています。

【表2】

(単位:件)

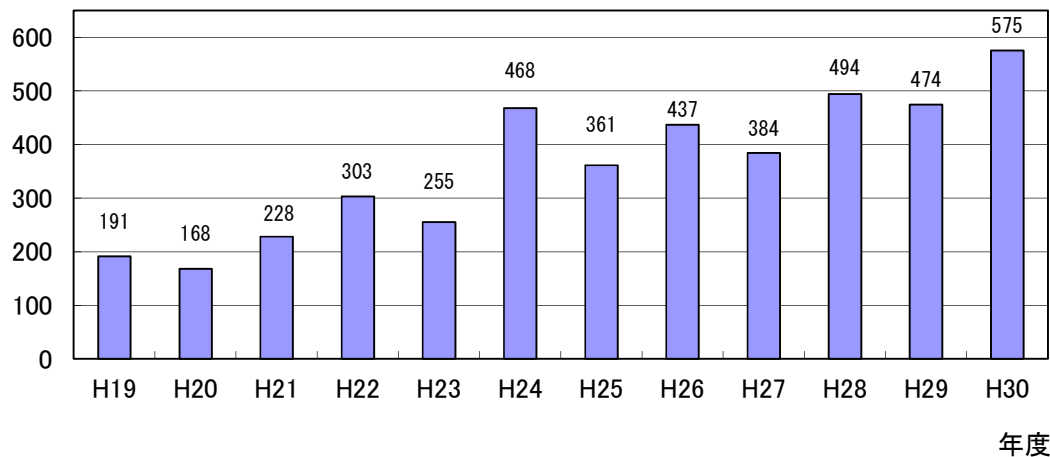
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全 国	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260	122,575	133,778	集計中
静 岡 県	871	872	1,107	1,383	1,435	1,641	1,725	2,132	2,205	2,496	2,368	集計中
浜 松 市	191	168	228	303	255	468	361	437	384	494	474	575

※ 静岡県には政令市(静岡市、浜松市の件数)を含む。

【図2】

児童相談所における虐待対応件数の推移(浜松市)

件



年度

【虐待対応の通告経路】

【表3】

(単位:件)

	管外児童相談所	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
H30年度	43	62	159	19	52	58	156	26	575
H29年度	44	42	137	21	37	25	144	24	474
増減	△1	20	22	△2	15	33	12	2	101

(2) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、心理的虐待が 235 件(40.9%)と多く、次いで身体的虐待が 198 件(34.4%)、ネグレクトが 119 件(20.7%)、性的虐待が 23 件(4.0%)でした。

【表 4】

(単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
H30 年度	198 (34.4%)	235 (40.9%)	119 (20.7%)	23 (4.0%)	575 (100.0%)
H29 年度	116 (24.5%)	208 (43.9%)	132 (27.8%)	18 (3.8%)	474 (100.0%)
増 減	82	27	△13	5	101

(3) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 226 件(39.3%)、3 歳から学齢前が 145 件(25.2%)、3 歳未満が 113 件(19.7%)、中学生が 64 件(11.1%)の順でした。

【表 5】

(単位:件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
H30 年度	113 (19.7%)	145 (25.2%)	226 (39.3%)	64 (11.1%)	27 (4.7%)	575 (100.0%)
H29 年度	91 (19.2%)	108 (22.8%)	177 (37.3%)	74 (15.6%)	24 (5.1%)	474 (100.0%)
増 減	22	37	49	△10	3	101

(4) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 323 件(56.2%)、次いで実父の 185 件(32.2%)でした。

【表 6】

(単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
H30 年度	323 (56.2%)	185 (32.2%)	14 (2.4%)	45 (7.8%)	8 (1.4%)	575 (100.0%)
H29 年度	297 (62.6%)	144 (30.4%)	1 (0.2%)	24 (5.1%)	8 (1.7%)	474 (100.0%)
増 減	26	41	13	21	0	101

(5) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 421 件であり、全体の 73.2%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 133 件(23.1%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる指導	児童相談所 の継続指導	児童福祉施 設入所措置	家庭児童相 談室の継続 指導	里親等 委託	計
H30 年度	133 (23.1%)	421 (73.2%)	6 (1.0%)	15 (2.6%)	0 (0.0%)	575 (100.0%)
H29 年度	148 (31.2%)	309 (65.2%)	10 (2.1%)	6 (1.3%)	1 (0.2%)	474 (100.0%)
増 減	△15	112	△4	9	△1	101

※構成比は合計が 100%にならない場合があります。

3 一時保護の状況

一時保護は、保護者の不在、虐待等による緊急保護や行動観察等が必要な場合に行われます。

一時保護所での一時保護は 120 件、延日数 3,854 日で、その内、虐待による件数は 89 件でした。

また、一時保護所以外に里親、児童養護施設、障害児施設などへ一時保護をする一時保護委託は 70 件、延日数 1,984 日で、その内、虐待による件数は 39 件でした。

【表 8】

(単位:件/日)

		虐 待	その他	計	平均
一時保護所	件 数	89	31	120	
	延日数	2,811	1,043	3,854	32.1
一時保護委託	件 数	39	31	70	
	延日数	1,489	495	1,984	28.3
計	件 数	128	62	190	
	延日数	4,300	1,538	5,838	30.7